

魚津市告示第30号

魚津市電子契約実施要綱の一部改正について
魚津市電子契約実施要綱（令和5年魚津市告示第138号）の一部を次のよ
うに改正する。

令和6年3月1日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 電子署名 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により講ずべき措置とされる電子署名として、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。<u>ただし、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負契約の場合は、建設業法第19条第3項の規定により講ずべき措置とされる電子署名として、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の4第2項第2号及び第3号に掲げられる基準に適合する電子署名をいう。</u></p> <p>(2) - (10) (略)</p> <p>第3条-第10条 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 電子署名 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により講ずべき措置とされる電子署名として、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。</p> <p>(2) - (10) (略)</p> <p>第3条-第10条 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 5 年10月 1 日から適用する。